

主催者挨拶

京都府建設交通部技監 伊東 尚規

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、「美し近畿」景観セミナー in 京都を始めさせていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます、京都府建設交通部都市計画課の田辺と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、京都府建設交通部技監の伊東尚規から、ごあいさつ申し上げます。伊東技監、よろしくお願いいたします。

【伊東技監】

皆さんこんにちは、先ほど紹介のありました京都府建設交通部で技監をしております、伊東でございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は「美し近畿」景観セミナー in 京都を開催をいたしましたところ、ご多用にも関わりませず多くの皆さんがご参加をいただきました。誠にありがとうございます。

この景観セミナーにつきましては、景観に対する理解と意識の向上を図るとともに、新しい景観づくりの活動に向けましたネットワーク形成を促進するために、近畿ブロックの10府県で構成をいたします「近畿ブロック景観研究会」で持ち回りにて開催をしているところでございます。今年度につきましては、皆さんご存知のように、日本最大の文化祭典、国民文化祭がこの京都府内で10月29日から11月6日まで開催されるということで、こういうセレモニーにも合わせまして、この京都で開催をさせていただくということになったところでございます。

本日のセミナーでは、「歴史・文化資産と景観を活かしたまちづくり」をテーマといたしまして、名城大学の丸山先生に基調講演をいただきますとともに、宇治市歴史まちづくり推進課の久下課長様、また、「NPO法人ふるさと案内・かも」の西村会長様、さらに、「久美浜一区まち



づくり協議会」と友松会長様のお三方から、景観まちづくりの取組事例をご紹介いただくこととしております。先生方には、ご多忙中にも関わりませず、お時間を割いていただきましたことを、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

京都府では平成19年に景観条例を制定いたしまして、「京都府景観資産」登録制度をはじめ、地域の個性と特色を活かした総合的な景観形成を進めているところでございます。本日のセミナーを通じまして、各地の景観まちづくりの活動の輪が広がっていく、そういうような機会になればというふうに思っております。

京都はこれから秋の行楽シーズンの本番を迎えます。お時間がございましたら、国民文化祭など様々な催しを含めまして、京都をご堪能いただきたいと思います。また、この機会を景観について見つめ直す1つのきっかけとしていただくことをお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。本日は、誠にご苦労さまでございます。

基調講演

名城大学農学部 丸山 宏 教授

【司会】

ありがとうございました。続きまして、受付で配布いたしました資料について、ご確認をお願いいたします。配布資料といたしましては、こちらのA4の縦の配布資料一覧表というものにまとめておりますので、そういった資料が封筒の中に入っております。資料の不足などがございましたら、またお申し出ください。

それでは早速、お手元の配布のプログラムに従いまして、第1部の基調講演に入らせていただきます。

本日、ご講演いただきます講師をご紹介します。名城大学農学部教授の丸山宏先生でございます。丸山先生、よろしくお願ひします。

先生は、昭和55年に京都大学大学院農学研究科博士後期課程を修了され、平成8年より名城大学農学部教授に就任され、ほかにも、現在、日本造園学会理事、文化庁文化審議会専門委員などを務めておられます。

本日は、「歴史・文化遺産と景観を活かしたまちづくり～地域のプライド～」と題しまして、ご講演いただきます。

丸山先生、ご準備はよろしいでしょうか。それでは、よろしくお願ひいたします。

【丸山】

ご紹介いただきました名城大学の丸山でございます。名城大学は名古屋にあるんですけども、自宅は京都で、少し時間はかかりますが通っております。私の専門は造園学という分野で、庭園とか公園緑地や緑化のことを対象としております。最近では、“造園”というより、“ランドスケープ”と言った方が若い方には分かりやすいかもしれません。私自身は造園学の中で特に造園史を専門にしております。そういうこともあって、現在、文化庁のほうで第三専門調査会の名勝部門と文化的景観部門の委員をさせてもらっております。文化的景観は平成16年に文



化財保護法が改正され、新たな部門として加わったものです。その時に、第三専門調査会でほかの部局のですね、史跡・埋蔵、名勝と天然記念物のそれぞれから、文化的景観部門と調整するという意味で、兼務で委員が入りました。私もその一人として入りました。

前半は、少しお渡しした資料にそって、お話をさせていただいて、後半は細かいことにはなるんですが、10年ほどこういう分野に関わらせていただいたときの私自身の感想をお話したいと思います。それと、もう1つは、やはり今後まちづくりをやって行く上では非常に重要などころではないかと考えているところをお話したいと思っております。

お配りした資料について、後で気がついたんですけども、この景観セミナーというのは近畿だけではなくて、福井、鳥取、徳島の方がおられるということで、近畿の府県だけしか入れてなくて、もし担当者の方がおられましたら大変申し訳ありません。お詫び申し上げます。

今日の話は、1枚目の「文化的景観と景観保護行政の系譜」というところをメインで、あとは、資料的に見ていただこうと思っております。端的に言ひまして、文化財行政というのがかつては保護を目的として、ある意味で規制をすることによって守ろうというものでしたが、近年、

年譜で見させていただきますと、景観法以後と言ってもいいと思うんですが、積極的に利用させよう、利用してもらおうという方向に変わったような気もしております。一応、それまでの文化財保護法も活用ということは言っていたんですけども、単なる活用ではなくて、“まちおこし”、あるいは地域の、今日の私のテーマですけども、「プライド」ですよ、そういうものをある意味でくすぐりながら、文化財をコアに地域振興といえますか、そういうものを目指しているのではないかと。これは日本にとっては大分遅れているんですね。イギリスなんかだと、ご承知のように歴史文化遺産を保存するナショナル・トラスト運動はもう19世紀末から始まっておりますので、ようやく日本もこういう時代になったかと。年譜にもありますように、世界遺産をちょっと見ていただくと、昭和47年に世界遺産に関する条約ができたんですが、日本が世界遺産条約に締結するのは平成4年なんですよ。このタイムラグは何かというと、ちょうど日本が高度経済成長期で、どんどん日本中に箱ものも含めて、高速道路とか鉄道がつくられていく状況があり、ここで条約に批准して入ると、開発にブレーキがかかるということですね。ようやく、高度経済成長期が終わって、そういう開発の波も少なくなり、この世界遺産条約を締結するという、そういう状況になったということがあると思います。もう少し早く批准していれば、いろんなものが救われた可能性もあるんですが。そんな済んだことを言っても仕方がないんで、今後の景観法以後、「歴史まちづくり法」（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）もできて、これを今後、地方自治体、あるいは市町において、どう使いこなして、どううまくツールに持っていかというのが今後の課題かとは思っております。

それで、年譜に沿って少しお話させていただきたいんですが、前のスクリーンの画面は最近文化庁が新しく文化的景観のパフレットを作成した表紙です。私もいただきまして、前のパフレットは棚田が強調されていたと思いますが、この画面は四万十川かもしれません、そ

ういう新しいものを見ながら、しばらくお話をお聞き願いたいと思います。

それで、お手元にお配りしました資料は、明治6年から始まっておりますが、これが景観の保護かどうかということはなかなか難しい問題はあるんですが、ちょうど明治維新後、廃仏毀釈等があって、この頃も高度経済成長期とは違って、別の意味での破壊運動というんですかね、そういうのが起こった時期です。それに対して政府というのは、いろんな保護行政をしたんですが、特に景観に関わるものとしては、公園というものを設けなさいということ、明治6年の太政官第16号、これは今でいえば法律ですけども、これを発令してですね、「三府ヲ始人民輻湊ノ地」云々とありますが、「古来ノ勝区名人ノ旧跡」を「群集遊観」場所であるから残しなさいと。これに従って、東京ではそこに浅草寺、東叡山寛永寺と書いてありますが、それ以外に全部あわせて5つの社寺境内地が保存、存置されました。ちなみに京都では八坂社清水とありますが、かなり遅れて、明治19年に八坂社が円山公園になります。そういうようなことがこの段階で、かつての人民の遊観の場所を残しなさいということで発令されます。

その後ずっと下りまして、明治30年に古社寺保存法、これもやはり廃仏毀釈以後の社寺の建築物が荒れ果ててどうしようもないと、それで補助金を出すにあたって、こういうものをつくっていくわけですね。そこの古社寺保存法の中に名勝の保存についても記されています。名勝も含めて、名所旧跡に関しては社寺に属してなくても、この法律によって保存をなさいということが第19条にあるんですけど、結果的には、これは使われたことはありませんでした。

明治期を過ぎ、ようやく大正8年に旧都市計画法がつくられて、これは都市計画の皆さんが専門にいられておりますから、釈迦に説法ですけども、風致地区制度がこの中に盛り込まれた。ただ、ここでもやはり風致地区というのは規制ですよ。積極的にその風景をつくっていくというものではなかったと私自身は思っております。

その間、皆様の年譜には書いてないんですけど、日本の世論はどうであったか、どういうことが風景について話題になっていたかと言うと、皆さんご承知のように志賀重昂が明治27年に『日本風景論』というのを書きます。これが非常に売れまして、明治36年まで15版出たということでもあります。“風景”という言葉が、ランドスケープ、ドイツ語でランドシャフトかもしれませんが、そういうものを訳して、“風景”という言葉が使われました。それまでは、風景のことを“山水”という中国から来た言い方で使われていたんですが、この志賀重昂の『日本風景論』は何が新しかったかという、ある意味で自然科学的な分析を行ったというのが新鮮だったと言えると思います。それまでの日本の山水といいますか、名勝というのは文人墨客が訪れて、歌に詠み、詩を書くように、そういうものとして評価されたんですが、こういう法律とは別の世界で“風景”というものが非常に売れ出したという、かなり流布し始めたわけです。

古社寺保存法の後に明治38年に小島烏水という人が、この人は登山家ですね。志賀重昂に影響を受けて、『日本山水論』というものを書きました。本業は横浜正金銀行の銀行マンでもあったんですが、それより登山家としてのほうが有名ですが、こういう本が出ました。

その後、明治43年には伊藤銀月という、この人は新聞記者で、小説を書いたり、いろんな評論を書いたりした人なんですが、『日本風景新論』と題した本を著しました。志賀重昂の『風景論』に対抗して、『日本風景新論』を書いたんです。こういうものを書いてマスコミといいますが、志賀重昂に反対意見をぶち上げたというところですか。それなりに評価され、賑わせたというところでしょうか。

志賀はそのあくる年の明治44年には、『世界山水図説』、また、大正5年には『続世界山水図説』というものの出版します。これは世界の様々な風景を紹介したものです。

大正4年には、横山又次郎、この人は東京帝大の地質学者なんですけども、『自然の奇観』と

いうものを書きまして、要するに、自然科学的な面から分析した風景というものを書いたりしております。こういうように、様々な風景についての情報が流布するという状況がありました。

法律の方に戻りますと、大正8年、都市計画法と同時に、後の文化財保護法になる、史蹟名勝天然記念物保存法というのが公布されます。これは史跡と名勝、天然記念物、3つの分野からそれぞれ国の優れたものを保存しようとする、これもいわば規制、あるいは保存という、積極的に今の風景を何らかに使ってこうというものではないのですが、そういう法律が出されます。

名勝の部門は、その当時、東京帝大農学部、農科大学ですけども、原熙と本多静六という2人の教授が関わりました。本多は林学、原は園芸と同じ農学部ですが分野は違いました。原熙は2才若かったんですが、両者はいわばライバル的な関係でした。ただ、日本は農学という分野で議論され、保存すべき“名勝”についてその基準である“保存要目”がつくられていったということが面白いなと思います。

その後、昭和2年に、大阪毎日と東京日日新聞社が「新日本八景」の選定というものを提案します。これはちょうど大正天皇が亡くなり、昭和の新時代を代表する風景、新たな日本の風景というのを考えましようということをマスコミが始めたわけです。これははがき投票をいたしまして、投票総数9,348万余票という莫大な数にのびりました。新聞社だけではなくて、このときに鉄道省、内務省、農林省、文部省、それと逓信省という国のかんりのバックアップを受けてですね、鉄道省もその当時はいろんな観光書なんかを発行しておりますけど、そういうバックアップのもとに、こういうものをはがき投票でやった。日本三景であるとか、そういうものではなくてですね、昭和というものを象徴するものを選ぼうということで企画されたわけです。ジャンルは山岳、渓谷、瀑布、温泉、湖沼、河川、海岸、平原で、それぞれ代表的なものが出ております。例えば、平原という、これまでにはなかったジャンルではないかと思う

んですが、ちなみに、狩勝峠が選ばれております。こういうのはがき投票によって、各地域の“おらが風景”というものが、かなり出てきまして、8つだけでは足りないということで、日本二十五勝というものを次に選んでおります。あまりにも多かったのも、それでも足りないということで日本百景というものも選んでおります。最初は百景と言っていたんですが、最終的には133景を選んでいます。このときは、風景に対して国民はかなり、各地で非常に盛り上がったようです。『風景お国自慢日本景勝旅行案内』というものが、大阪毎日、東京日日から出版されています。ただ、残念なことに一過的なブームに終わりました。山岳では雲仙岳、溪谷では上高地、瀑布、滝では華厳の滝、温泉は別府ですね、湖沼が十和田湖、河川が木曾川、海岸が室戸岬、平原が先ほど言いました狩勝峠なんですけども、日本八景という言葉で今申したところが、その地域で現在、日本八景だったというようなことを言っているところはどこもないと思うんですね。ということは、やはり、そのときのマスコミが非常に盛り上がり、日本八景というものが選ばれたんですけども、制度的なものではないんですね。このときに、もうちょっと進んでおれば制度として残ったかというような気はしますね。

しかし、このおかげで昭和6年に国立公園法というのができます。国立公園法を実質上つくったのは田村剛という、この人は先ほど言った本多静六博士のお弟子さんになるんですが、この人がですね、一度、国立公園というものを海外で調査して戻ってきたら、大正12年9月1日に関東大震災が起こっていて、もうどうしようもない、国立公園の話が吹っ飛んでしまったというときがあるんですが、この昭和2年の新日本八景選定というブームで、再び国民が風景に対して非常に興味を持ち、もう一度盛り上がった。そういう背景もあって、昭和6年に国立公園法ができます。今の国立公園法は自然公園法に変わっていますが、環境がどうのこうのではなくて、この時期はほとんど観光ですね。各地域でわが郷土の何とかという名勝を売り出し

たいという、ある意味で今の地方自治体の観光行政に近いようなところが少し出てきておりません。

昭和25年、これは戦後になりますけれども、文化財保護法が出されました。これは大正8年の史蹟名勝天然記念物保存法を含めて改正されます。ここで名勝というのがどう定義されたかということ、優れた国土美を持ち、自然的なものでは、風致景観の優秀なもの、名所的、学術的価値が高いもの、また、人文的なものでは芸術的、学術的価値が高いものという。名勝には2つありまして、例えば、人文的なものがありますが、庭園ですね。大正8年の史蹟名勝天然記念物保存法の中の名勝で指定されているのは、ほとんどが日本庭園です。ここでは、芸術的、学術的価値の高いものということですね。そういう価値がなければ指定はしないという、今も文化庁はそういうところもありますけども、そういうのが文化財保護法にも継承されているということに注意しなければならないと思います。

その後ですね、いろいろありますが、先ほど言いましたちょうど高度経済成長期のときに、昭和41年、古都保存法というのが公布されます。これはもともと何がきっかけでこの法律は出来たのかということ、その2年ほど前に鎌倉の鶴ヶ岡八幡の裏山で別荘地、宅地造成がされるということが住民に知れて、大佛次郎という有名な、まだ文庫本にあるかもしれませんが、『鞍馬天狗』なんかを書いております。たまたま、著名な小説家が鎌倉に住んでおって、そらけしからんと、そういう開発はいかんということで鎌倉風致保存会というのをつくるんですね。これが古都保存法のできるきっかけになっております。鎌倉風致保存会自体は、ある程度所期の目的を達したために、ほとんど活動は休止し、解散になってしまうんですね。大佛次郎はこのときに、彼は『パリ燃ゆ』という小説を書いておりますけども、フランスの文化財行政とともにですね、先ほど申しましたイギリスのナショナル・トラストの話にも言及し、反対運動をしております。日本はそういうものをすべきだというようなことを朝日新聞に連載したりしてた

んですけども、結局、鎌倉の別荘建設自体がおさまったといいますか、お金も結構集まって、土地を買い上げたんです。

先ほどの世界遺産条約の話に戻りますけども、これは戦争によって壊されたもの、あるいは、そういう危険のあるもの、もう1つはやはり、工業化によってなくなる遺産、そういうものをユネスコが1972年に、「世界の文化遺産と自然遺産の保護に関する条約」というものを提案して、これで採択されてできたものです。日本はまだこの時期はさきほど申しましたように、いけいけ、どんどんなものですから、こんなときには、そういう世界遺産なんかとんでもないという話ですよ。この情報が伝わっていたかどうか、伝わってはいたんでしょけど、高度経済成長のまっただ中では論外であったのかもしれない。

ただ、一方では文化財保護行政というのが続いております。

昭和50年に文化財保護法の改正があって、伝建地区と略称されますが、伝統的建造物群保存地区の創設、建物のほうがやはりターゲットがある程度わかりやすいということもあったと思いますが、こういう保護法の改正があって、これが歴史まちづくりなんかでは非常に効果を発揮するものであったわけです。

平成4年になってですね、さっき言ったように世界遺産条約を締結いたしまして、その遺産の作業指針の中で、文化的景観という概念が盛り込まれます。この世界遺産条約締結と、この文化的景観の概念というものが日本の重要文化的景観ですね、そういう文化行政のバックアップ、むしろ、これの締結のおかげでできていくということがあると思いますが、こういうものがあつた。

その後、平成8年に登録文化財制度というのができます。これは特に、記念物のほうでも名勝というものが登録記念物に可能だということで、まだあまりそれほど出てきてはいませんが、名勝として指定するにはまだ十分ではないが、将来の名勝候補になるというものを各府県で出してもらえるとということのできたわけ

です。

その間にですね、今度は、いろんな何とか100選というのがいっぱい出始めるんですね。平成元年には、JTBの「日本の秘境100選」、あるいは平成3年には農水省の「美しい日本のむら景観百選」、平成7年には林野庁が「水源の森百選」、おもしろいなと思うのが、昭和2年のときには、新聞社がやって国がある程度バックアップしていましたが、そうじゃなくて独自でこういうものを、JTBは違いますが行政がやり始めた。それぞれ省庁が景観について非常に、ある程度考慮をし始めたというか、そういう傾向が見えるのではないかと思います。平成8年11月には、文化庁から「歴史の道百選」、平成11年には、農水のほうで「日本の棚田百選」、「棚田サミット」等がつけられていると、そういうものが出てきております。

こういうものもプラスしてるんでしょけど、平成16年6月に景観緑三法というものが出されて、景観法というのがいろんな意味でアメとムチになります。各都市がうまく使えばアメにもなるけど、厳しい政策は、京都市なんかの景観条例というのは日本で一番厳しかったんじゃないかと思うんですけども、うまく時流に乗って、それが条例としてでき上がったというのが、非常にラッキーかなという気もしております。この景観法ができるまでには市町村レベルで、それぞれ景観条例がつけられております。

これは平成2年の都市景観形成モデル都市の指定というものが国のほうでされて、平成16年3月までには、470の市町村から524の景観条例制定をみており、これはものすごく大きな話だと思います。景観法が出された背景には、こういう既に先行した条例という、各市町でされたものがあつたことがあげられます。ようやく、あくる年に文化的景観、これは景観法とある意味で抱き合わせでできた文化財保護法の一部改正になります。これまで、やはり建設省と、今の国土交通省ですが、農水省であるとか文化庁というのは、それほど意思の疎通がいわけではなくて、逆に私もいくつか経験してるんですが、高度経済成長期には建設省という

のは、いけいけ、どんだんのは、ほとんど名勝なんていうことは考えもしなかったですね。いくつか今もトラブルが続いております。国の名勝であるところを知らずに高速道路計画したとかいうので、それをどうするんだという話が出てきております。そうすると、計画決定しているので、そういう場所の道路であるとか橋であるとか、そういうものを修景してもらおうということが1つですね。文化庁はそこまで、中止させるまでの権力というか、そういうのはないみたいなんですけど、ただ、やはりかなり修景については国交省も協力的であります。それは、1つはやはりこの景観法というものが国交省のほうでも、今後の彼らの生きていく方向性を示してるんじゃないかということです。それはどういうことかということ、やはり歴史文化というものを政策の中に入れていかないと、やはり立ち行かなくなってくる。今までは効率性であるとか、そういう建設だけでやれていけたのが、そんな建設することもだんだん難しくなっている。優秀な官僚の方がおられたんじゃないかなと思っております。

平成17年4月に文化財保護法の一部改正で文化的景観という部門ができます。その後も、先ほど申しましたように、今度は水産庁が平成18年2月に、それ以外にいろんな地域の実行委員会がつくられて、例えば平成17年に、「人と自然が織りなす日本の風景百選」、これの同実行委員会がこれも選んでですね、都市公園のほうも、これは国交省の補助であろうと思いますが、「日本の歴史公園100選」、実際は112公園だったわけなんですけども、そういうようなものがずっと続いている。

平成20年5月に歴史まちづくり法が出されます。歴史まちづくり法だけちょっと参考で見ただけだと思いたいと思うんですが、資料の6ページが一番下になるかと思いますが、歴史的風致維持向上計画認定都市というのが平成23年6月までで26市町が認定された。一時期、少し止まった時期がありますけども、平成23年2月から6月まで止まったといいますかね、これ以上やるのか、やらないのかというような

ことが問題になったところもありますけども、こういうものが指定されております。このときに私も少しコラムを求められて、少しだけ書いたところがあるんですが、ここで歴史まちづくり法というのが文化財をコアにして展開できる法律なんですけども、具体的には重要文化財、重要有形民俗文化財、いわゆる建物ですね。それと、史跡、名勝もいけるんですね。それとか、伝建、重要伝統的建造物群もオーケーなんです。名勝の中で古墳とか庭園も含まれます。ただし、自然的な名勝はだめなんです。先ほどから話が出てくる重要文化的景観というものは含まれないんですね。だから、自然的な名勝は含まれない、文化的景観自体は含まれないという、ちょっとややこしいんですね。皆さんがご存知であればそれいいんですけど、そのあたりが非常に法律的にややこしいんじゃないかということがあります。

それと、ここで問題になったのは今後まちづくりをする上でどういうことが最も重要であるかですが、1つは、私自身はオーセンティシティといいますかね、本物性といいますかね、真正というものが重要ではないかと。いくつかの歴史まちづくり法を採用された都市群を見ていきますと、悪く言えば芝居の書き割りみたいなものができていく、できつつある。文化財自体は一応文化財保護法である程度ストップがかけられますが、それに引き続いて、歴史まちづくり法で補助金をもらってつくった場合、悪い方をすれば質がかなり落ちてくる可能性がある。しかし、全く同じものをつくれとは言わないんですが、6、7割ぐらいはデザインであり、材料であり、そういうものを考慮したものをやっていくべきじゃないかというのが必要ではないかと。国交省のほうは、やはり予算がありますから、予算を消化しないといけないという話もあって、それとやはり件数を増やさないとけないと。これは官僚的な発想だと思うんですが、中身ではなくて、そういうものが見え隠れしていたという話をそのときの国交省の公園課長さんが来られた際、もうちょっといいものをつくらうということをして市町のほうに言ってもら

わかないかのじゃないかと。偽物と言ったら言い過ぎですけども、こういう事業をやったことだけではなくて、でき上がったものをやはり評価していくようなことがあるんじゃないかということをおもっていました。

後でまた見ていただくスライドはそれに関することなんですけど、石垣の写真なんかを見ていただきますけども、だんだんと技術者がいなくなってるんですね、技術者が。何件か私も経験する中でこういう石垣をつくってほしいと、そうすると、この地域にはおりませんと言うんですね。それはそうですね、大体、そういうものを生業としてる人は現場がなければやっていけないですよ。京都というのは、ご存知のように日本庭園というのが非常にメッカみたいところですね。それはなぜ可能だったかということ、お寺さんがあって、そこの庭のメンテナンスが必ず要ったわけですね。それはある意味で庭師の人が必要であった。食べていけたというのはそういうことだと思います。これは別に行政がしたわけではなくて、いわば民間の中で生きていけた。ところが私がおります名古屋というところは、市内のお寺を整理したんですね、戦前に。つまり、都市計画を進めるに当たっては、お寺がいっぱいあると非常にやりにくいということで、墓地を全部、私の大学は八事というところにあるんですけど、八事霊園の隣なんです。大学の教室の窓をあけたらずっとお墓がわーっと並んでいます。これは非常に珍しいので、また是非皆さん来ていただけたらいいかと思うんですけど、そういうことをしたわけですね。戦後も平和公園のところに墓地を集めてしまいました。ということは、そういうお寺さんが市内にほとんど残ってないということは、そこに“庭”というものをつくるときの職人もだんだんいなくなって、文化財をメンテナンスしてもらおう人材がいなくなったというのは、一番残念なことですね。それで、石垣については去年ですか、おとしですか、文化庁のほうで石垣保存技術者協議会というのが立ちあがって、これはお城の石垣を主としているんですけど、ゆくゆくは後で見て見ていただくような、いわゆる柵田の石垣で

すね、ああいうものも関わってほしいなと思っております。

これは宣伝にはなるのですが、私に関わってる団体に文化財庭園保存技術者協議会というのがございまして、それは7年ほどになるんですけども、それはどういうことをしてるかというと、庭師の質を上げたい、しかも日本の名勝の維持管理をやっていただくような若い人を育てたいということで、非常に難しいハードルがありまして。おかげ様でかなり全国から庭師の方に参画してもらっております。庭技協という略称になっております。例えば、金閣寺とか銀閣寺とかそういうものに20年以上関わって、指導者として関わらないと正会員になれないんです。ものすごいハードルが高いですね。そのかわり、ある意味でマイスター制度というものだと思うんですけども、例えば、そういう世界は、3Kであるということはよく言われますけれども、若い人がやはり入ってくれないのは何かモチベーションですね、やはりプライドを持たないと人間というのは向上心もなくなるから、そういうものに関われるということで若い人が今入ってきてくれております。20年、30年かかるかもしれませんが、そういうことが歴史まちづくり、文化的な風景、あるいは景観というものに関して重要じゃないかと思っております。

それでは、スライドのほうを見ていただきながら、これは今、恵那市というところで坂折柵田というものがあるんですけども、まだここは文化的景観にはなっておりません。それで、文化的景観のほうにエントリーしたいということでいくつかそういう会議、委員会もやっておるんですけど、これはもともとあった恵那市のごくクローズアップしたところの石垣です。まだ草とか、そういうものが生えておりますけども、こういう状況が人工的なものではない柵田の石垣の一部ですね。次を見ていきますと、これが修復されたところなんですね。ただ、結構うまくやっついていそうで、やってないのが右上にちょうど塩ビの管が出ております。塩ビの管というのはよく造園の世界ではエイジングということ



を言うんですけども、何年かたてばその風景になじんでくる、最初は新しいものでも時間がたてばエイジング、僕はマチュアリングのほうがいいんじゃないかと思いますが、エイジングということを行いますけども、この塩ビの管は何年たってもそういうことはないんですね。残念ながら、この景観の中で気づく人は気づくんですが、気づかない人は気づかないんで、まあいいやろうという人もおられますが。それと石を組む中で、組んでから間があいたから小さいのを詰め込んでるんですね。

これは典型なんですけど、奥のほうは古い、まださわられてないところ、手前のほうはそれが崩壊したから石で積みましたと。



これは我々といいますかね、委員会ができるまでにもうやってしまったんですが、これは積んだんではないだろう、石張りだと、こんなことをやっていて、それはもうこの申請することは無理じゃないかという話も出ました。ただ、現場といいますかね、当初、そういう意識はないんですね。石ならいいだろうということですね。

注意していかないかんのは、やはり工法ですね、細部というものは、神は細部に宿るといいますが、ディテールというものが非常に重要だと。普通、公共事業というのは最後に実施設計をやります。しかし、実施設計が出た段階ではちょっと遅いんですね。その前の基本計画ぐらいに、その地域の様々なものですね、例えば、ここであれば石ですね。崩れた石を処分するのではなくどこかに確保しておいて、それを後で使うというようなことができますね、やはり考えられなければ風景ができない。

これはほかのところですが、これだけモルタルが見えてます。本来、これも石を張ったようですが、奥目地ですよ。大きな道路が隣に通ってる場合は空積みだけでは、石をそのまま積んだだけではやはり持たないので、それをするにはどうしたらいいか。例えば、擁壁をしっかりとつくって、その前に石を積んでいくと、奥のほうで奥目地といいますかね、モルタルでとめれば見えないわけですね。この塩ビの管もやはりもうちょっと奥でもよかったし、後で見ただけですけども、これはですね、今までのところは道路脇で道路課のほうでどんどん勝手にやったがためにですね、ちょっと待つてほしいということで、これは石積みを地元にお1人おられたんですね。空積み風にやってほしいと、後ろはモルタルでとまっています。これは布積みですね、その右が乱積み、それと谷積みです。3種類の積み方をやってもらったんですね。こういうことをやってもらって市役所の関係者の方、建設部門、道路課とか来てもらって見てもらったんです。

次を見てもらったらいいんですが、これがちょっとわかりにくいんですが、これは塩ビの管ではなくて、農家でよく使われるナイロン製のホースです。黒っぽいので、ほとんど見えないですね。これが空積みで修復してもらったところなんです。ちょうど雪が降っておりますけども、これは全くモルタルは使わずに石積みをやってもらったんですね。これは拡大したところですが、職人さんに聞いたらおもしろいと言うんですね、やっぱりね、しんどいけどもおもしろい

と。職人はだんだんうまくなると、職人というのは向上心というんですかね、いろいろ工夫するんですね。そういう工夫する場がこういうところでは出てくる。擁壁だけやるんだったら、そんな工夫も何もないですよ。おもしろかったと言ってきて我々もうれしかったです。

これは別のところで、これも空積みでやりました。ところが塩ビの管が使われていたんですね。これは非常に残念だという話もしました。これはどうしようかと、とりあえず見えるところを切ってもらおうとか、何らか修景を考えようという話がありました。今どうなっているか見ておりませんが。次のスライドは全体の奥のちょうど中段からちょっと上のほう、全部積み直してもらいました。

次の石積みは、真ん中あたりのところに石の天端が見えますが、そこをモルタルで塗っちゃったんですね。これは、在来工法だと石を積んでいくと最後に葛石というのを置いて、それで押さえるんですけど、それをしなかったんです。これが悪いかどうかというのは今後考えなければいけないんですけど、例えば、骨材といいんですけども、コンクリートの場合はモルタルに小さな砂利を混ぜます。それを混ぜてですね、何年か経てばそれが、セメント分が流れて石があらわれる。そうすると、ある程度、景観に合うようなものができるかもしれないということも考えないかんのですが。

これは、三重県桑名市の六華苑の入口付近です。六華苑はジョサイア・コンドルが洋館を建てて、隣が和館で、大山林王の諸戸さんの別荘だったところです。六華苑は国の名勝ですね、名勝の入口がこんな状況なんですね。名勝はその地域の文化遺産じゃなくて文化資産だと、これからやりようによっては非常に資産価値があると、そういうものをこれではその価値を下げてるということですね。

こういう悪い例ばかりで恐縮ですが、これも近くにある車止の例です。それなりに高価な車止は使ってるんですけど、周囲とあまりマッチしてない。右側にはもともとあった河原石の石垣をそのままうまく生かして使っています。こう

いう石積みの技術もあったわけですね。

これは小値賀島です。長崎県の小値賀島に昨年、文化財関係のメンバーで重要文化的景観に指定される前に行ったんですが、この赤い色はペンキだそうです。この建物は文化的景観の構成要素の1つなんです。これもまた問題なんですけど、地域によっては本来使われていたものを継承すべきであるということをおられる方とあれは格好悪いからとりあえずペンキでも塗ってしまえという、そういう方が時々おられるんですね。次も小値賀島の住宅地で、石畳がずっと残って感じのいいところですね。ここには「まちづくりの景観資産 旧小田家住宅と石畳道」というプレートが設けられています。こういうことを県でも顕彰されているということ、皆さんのところでもいろいろあるとは思いますが。こういうプレートの設置のやり方がいいのかどうか検討すべきことだと思います。一方ではやはり市民に対して、美しい景観に対して顕彰し、表彰するという制度というのは非常に重要かと思っております。

これは大分県の円融寺の参道の階段です。大村市にあります。ここの庭園も国の名勝なんですが、その階段がですね、お年寄りがおられるので、階段の上り下りに不便だから手すりとしてこういうものをつくっているんですが、これはステンレス製ですね。全く景観と合わないんですね。こういうもののデザインというものはやはり考えるべきだと僕は常々思っているんですが、デザインもそうですが、材質もステンレスにするのか、他のものもありますので、そういうものは可能だと思っております。

次のスライドは夫婦岩です。伊勢二見浦の夫婦岩なんですが、実はここの横手に海岸のところを通っている道があるんですが、ここの石積みというのが、コンクリートを使って石積み補強しているんですが、荒いというか、粗雑な感じがします。名勝である以上、それなりの修景の仕方があるだろうということで、今はここはそういう方向で探ってはもらってるんです。ただ、道路管理者とかですね、そういう人たちを納得させるのは結構時間がかかるんです。でも、

納得してもらったら結構やっていただいております。それまでの過程が難しいですけども。でも、これは夫婦岩のところははがれまして、崩落して、あと葺石みたいに石を張ってあるんですけどね、どう見ても、これもちょっと困ったなということで、これも今後どうするかということで検討しているところです。ここも橋があります。この橋の欄干もありますけども、橋脚ですよ。これはどこでもあるような橋脚ですね。やはり、ここの名勝地にふさわしい橋脚をやっぱりデザインする必要がある。これは、やりかえるかどうか、大分金属が腐食しております、そういうこともあって、そういう機会には是非いいデザインにしたいなと思っております。

あんまりけなしてばかりではいかなので、これはこの付近の民家の腰板に船板を再利用したものです。滋賀県の長浜でもやっておりますけども、そういうアイデアもあります。アイデアというか、もともと地元ではやっていたものですね。

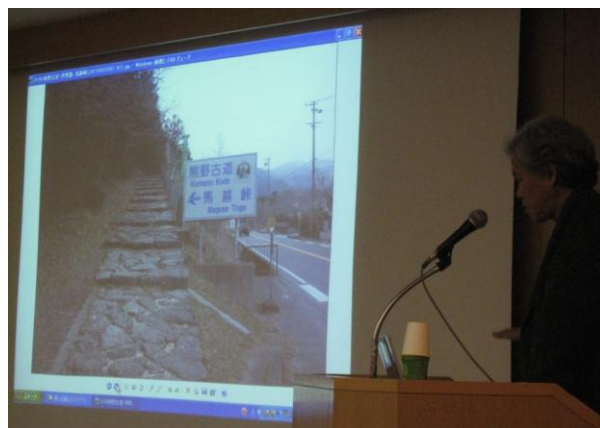
これが二見浦のところの舗装ですが、これはインターロッキングですね。こういう材料でいいのかどうかという議論がされずに舗装されているのが現状です。

これも、二見浦の山手の法面です。今は土木のほうだと、もう少し景観に配慮した工法ができるんですけども、土木の人に聞くと、結構、平面、直線というものに非常にこだわって計画することが多いようですね、もう少し地形にアンジュレーションをつけられないかとか、技術的なものと安全性もあるので難しいんですが、そういうことが今後検討されるような必要があるんじゃないかと思えます。このスライドの擁壁は時間の経過もあって、たまたまですね、横からツタが覆ってきているんですが、ただ、最初からツタ類が生えやすいような表面処理をすればもっと早く被覆してくれると思います。次のスライドはツタでここはうまくトンネル上部のコンクリート面を隠してくれています。

名勝二見浦の防波堤内の風景ですが、雑然とします。やはり、名勝地あるいは文化的景観

もそうなんですが、保存管理計画というのはやはりしっかりつくって行ってですね、次に何かあったときにはどうするかというようなことが大切だと思います。まだそういうことを検討されてないというところですね。

これは熊野古道です。今回、非常に被害が大きくて、文化庁の記念物課の課長も飛んで行ったというような話も聞いています。私の友人が尾鷲のほうにおりまして、熊野古道というのはもちろん修験道、あるいはその信仰のために使われたんですけども、造林地の木を出すときにこの熊野古道という、今は国の史跡になっていますけども、ここを滑らせて運んだというようなこともあったということをお祖父さんから聞いたことがあるそうです。そういう道でもあったということですね。



ところが、入口にはこれは熊野古道という、こんなサインが設置されています。ランドスケープではサイン計画というのはものすごく大切なんですね。

これは看板なんですよ、しかも、これは国交省の補助事業でやったらしいんですが、石を延段的につくっておりますけども、本来は熊野古道的なものするのか、あるいは、ものすごく大きい石を使ってあるんですけど、この辺のデザインもですね、ちょっと世界遺産としては情けないんじゃないかという気がします。

次のスライドは堰堤に半割の丸太を貼ったものです。担当者に聞いたら、コンクリートではいかにも無粋だということで、それを隠すためにしたとのことでした。どこがいいのか僕はわ

からなかったのですが。ただやはり修景のために何かやる必要は感じてられるようで、石を張ったらいいか、木を張ったらそれでいいだろうというところでデザイン、施工がされていることが非常に問題かなと思っております。

あんまり時間もありませんので、こんな愚痴ばかり言っても仕方ないんですが、言いたいことはですね、やはりディテールというのがどれだけ重要であるかということです。皆さんがいろんなところに関わる中でコンサルは格好いい図面を持ってきますけども、そのとおり大体ならぬですね。それと施工を管理する方が若い人を現場に連れてきて、あまり慎重にやっているとは思えないんですけど。

もういくつかだけお見せしたいと思いますが、これは白川郷ですけど、これは一応、木を使っているということですね、木目調の自動販売機をやっていますが、これでいいのかという話ですね。

これもですね、これは四国の屋島のスライドですが、こういうものすごく力が入った四阿を設置しているんですが、下のところを見ていただくと、石ががたがたですよ。私もだんだんシルバー世代になってきましたが、まだちょっと若いんですけども。こんなところに座るのにあそこできつまずかないかとかね、そういう細かなデザインがされてない。

次のスライドは永平寺です。永平寺の脇を流れる河川ですが、もとはコンクリートの三面張りであったのが、環境がいいのかコンクリート面がコケむしています。こういうこともたまにはあるわけですね。

時間がありませんので最後に、今岐阜のほうで文化的景観のことに関わっているんですが、これはやり過ぎた例ですね。当時の市長が修景のためにアスファルトではあかんと、道路に石を張れと言ってやらせたそうです。こういうことがよくあるんですね。だから、やり過ぎといふかね、本来の歴史とか、そういう風土を考えずにデザインのところで出てくる。

飛騨高山は伝健地区としてその整備はかなり進んでおり、ファミリーマートの色をこういう

のに変更させてる例もあります。これは看板ですね。こういうデザイン、サイン計画の中でどういうものをつくっていくかというのが非常に考えなければならないというところだと思います。

これは三河の国分尼寺です。基壇正面のところですね。これも石積みなんですよ。この石はもともと地元産の石を使っておって、ちょうど葛石の下のところが一応コンクリートではあるんですが、土色系のモルタルで詰めてあるんですが、こんなに石と石の間が空いていることは絶対にはないわけですよ。これは施工が悪いと、やり直しはでないのかと言ったんですが、そしたら、国からの補助金事業なのでできないと言われたんですね。ということは、お金を使っているけども、こういうものをつくってる限りはオーセンティシティといいますかね、その環境資産、文化資産を毀損してるんじゃないかということをあちこちで言って、大分嫌われているかもしれませんが。ここも柱の平面表示をしてるんですが、同じような御影石の丸いものをつくっており、もう一工夫できないのかとかね。これは既存樹木の保護の例ですが、もともと周りが竹藪だったところを竹だけを切って、樹木を残したんですが、急に環境が変わり、これは年寄りの木ですから日が当たって、幹割れしたんですね。日焼けしちゃって上のほうが枯れている。ある程度樹木というのは環境に慣らしながらやってやらないと、一気に明るくすると、こういう状況になるということですね。人も同じかもしれません。これは少し工夫されたところですが、砂利道を車いすの人が歩くにはこういうものをひいておくと結構よかったという例です。

ちょうど時間になりました。言いたいことは、神は細部に宿るんです。ディテールというのが文化資産をやはり決定するものであるもので、材料も工法も人材もですね、何とか各市町でそういうことを考えていただければと思っております。それでは以上でございます。ご静聴ありがとうございました。

【司会】

丸山先生には、歴史・文化の側面から景観を活かしたまちづくりに関して、示唆に富んだご講演をくださり、誠にありがとうございました。せっかくの機会でもありますので、ただいまの講演に関しまして、ご質問があるようでしたらお受けいただこうと思います。ご質問のある方は挙手をお願いします。

ご質問はないでしょうか。

ないようでしたら、以上で基調講演を終わらせていただきます。今一度、丸山先生に盛大な拍手をお願いいたします。先生、ありがとうございました。

【丸山】

ありがとうございました。

【司会】

なお、丸山先生には、この後の「景観まちづくりの取組事例発表」についてご講評をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それではここで休憩に入りたいと思います。ただいまの時刻は前の時計で2時55分なんですけれども、第2部の「景観まちづくりの取組事例発表」はこちらの時計で3時15分からとさせていただきます。

なお、館内は禁煙となっておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

休憩時間中に前のスクリーンには「美し近畿景観向上プロジェクト」の取組の1つ、「地域の取組み」に登録いただいている地区の写真をご案内いたします。また、この会場の後ろには、京都府景観資産のパネルを展示しております。配布資料の中にも、京都府景観資産をご案内している資料がございますので、是非ご覧ください。



景観まちづくり取組事例発表(1)

宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課 久下 伸 氏

【司会】

それでは、時間となりましたので第2部の「景観まちづくりの取組事例発表」に入らせていただきます。

本日は、「宇治市歴史まちづくり推進課」、「NPO法人ふるさと案内・かも」、「久美浜一区まちづくり協議会」の3団体から取組事例をご紹介します。

最初に『宇治の文化的景観』とまちづくり」と題しまして、宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課課長の久下伸様から宇治市の取組事例をご紹介します。

久下様、よろしくお願ひいたします。

【久下】

ただいまご紹介いただきました宇治市歴史まちづくり推進課の久下でございます。本日は宇治の文化的景観とまちづくりということで発表させていただきます。

まず、皆様もご存知だと思いますけれども、宇治の概要についてご説明させていただきたいと思ひます。宇治は京都府の中で京都市に次ぎます第2の都市といたしまして、人口は約19万人、京都市の南に位置する、面積は67.55平方キロメートル、それと中心に流れていませう宇治川を骨格に平野、丘陵、山地から広がるような自然がある街でございます。産業につきましては宇治茶、それと観光地でございます。

本日、まず初めに私どもが宇治の文化的景観とまちづくりに取り組んでおります組織についてご説明させていただきたいと思ひます。

まず、歴史まちづくり推進課は平成21年に教育委員会の文化財部局と市長部局の都市計画の拠点整備担当を統合いたしました歴史文化を活かしたまちづくりを進める課としまして、都市整備部局に属しております。教育委員会と都市整備部が合体しているというのは全国的に珍



しいような取組みでございます。

文化財保護係ですけれども、教育委員会の事務委任を受けまして主に文化財、それと世界遺産の保護、それと先ほどからお話にも上がっております文化的景観の推進、それと最近発見されました宇治川太閤堤跡の発掘並びに整備を担当している係でございます。拠点整備係におきましては、現在策定しております歴史的風致維持向上計画を策定することによりまして、宇治川太閤堤周辺の新たな拠点整備とあわせました重要文化的景観の選定エリアも含みます周辺地域のまちづくりを一体的に取り組んでいる係でございます。

なぜ、この課を発足させたのか、それと具体的にどのようなことをしているのか、そして、本市がセミナーの趣旨でございます、歴史・文化資産と景観を活かしたまちづくりを推進していることについて、お話をさせていただきたいと思ひます。

本日のお話の流れでございますが、現在に見える様々な宇治川、宇治茶、街並み、そういうふうな文化的景観と史跡太閤堤を含みます、様々な景観要素は過去からの蓄積でございます。個性的な風景がある現在の宇治の街が文化財の価値があるということで評価をされているところでございます。これらを受けまして、宇治の

魅力を活かすべきまちづくりのビジョン、将来の方向性を示す構想をつくりました。そして、このビジョンの実現を図るため、具体的な事業計画を作成しております。このような内容につきまして、お話をさせていただきたいと思えます。

まず、宇治市の特に印象的な景観は宇治橋周辺で見ることができます。



この周辺には世界遺産の平等院、宇治上神社、そして源氏物語の最後の十帖としての源氏物語の街、そしてお茶屋さんがたくさん並んでおります観光地でもございます。このエリアが国から文化財としての価値があるということで、平成21年2月に都市部としては初めての国の重要文化的景観に選定をされました。また、あわせてそのすぐ北側でございますが、堤の土木遺構が発見されて、平成21年7月に宇治川太閤堤跡という史跡に指定をされたところでございます。

先ほどからお話に上がっています重要文化的景観ですけれども、文化財や記念物と同様に文化財保護法に基づきますカテゴリーの1つでございます。ただ単に目に見える美しい風景というものを指すものではなく、その土地が伝えてきました伝統的な生活風景を指しているところでございます。宇治の文化的景観とは山紫水明の宇治川を中心とした自然景観と調和した街並みや、そこで息づいてきましたお茶を中心とした人々の生業について価値化をされているところでございます。

また、宇治の文化的景観に選定された地域には平等院、宇治上神社などの有名な社寺仏閣がありますが、特に重要なのは平安時代に藤原氏によってつくられました街並みと中世からの街並みが今もまだ残っており、そこで人々の生業が今なお続いているということが重要であるということを言われております。

宇治茶は本簾という覆いをかけた覆下園という茶畑で生産され、できた茶葉を手摘みによって収穫いたします。そして、その茶葉は茶商や小売店に流れ、販売されていきます。このように、宇治茶の生産から販売までの一連の生業景観が豊かに継承されている宇治茶の景観は、宇治川の自然景観とあわせて平安時代からの人々を魅了し、交通の要所として少しずつ変化をしてきた街を土台に築かれてきたものでございます。そして、この宇治の街が文化財として価値づけをいただいたところでございます。

そして、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、文化的景観のすぐそばで太閤堤という遺跡が発見されました。

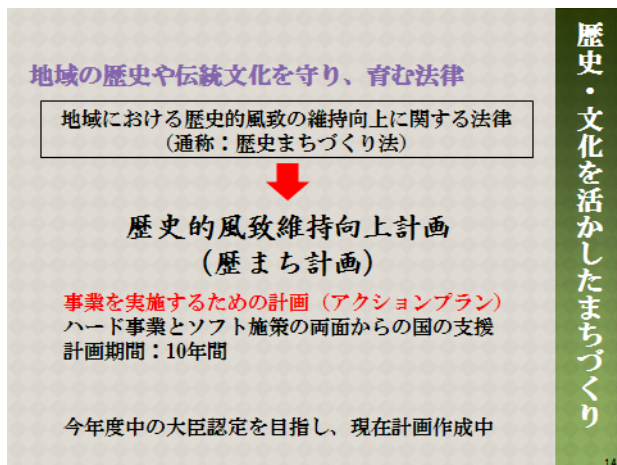


史跡とは文化財保護法に基づきますカテゴリーの1つで、歴史上または学術上価値が高い遺跡として、そして遺跡とはまとめて面的に存在している人々の痕跡ということ言われております。この宇治川太閤堤ですけれども、破線で示しておりますが、手前の赤波線部分が遺構を発掘調査したところですが、現在はもう土の中に埋まっておりますが、ピンク色で示します約400メートルの区間に遺跡があります。

この宇治川太閤堤跡といいますのは、豊臣秀吉が太閤のときに伏見城の築城にあわせましてつくらせました宇治川の護岸の遺跡でございます。この護岸は約400年前につくられまして、その後、洪水などにより埋まってしまいまして、全面のところどころに砂地ができた状況でございます。この砂地ですけれども、この部分が宇治川の霧と茶の栽培に適した環境をつくり、後に茶園が形成されているところでございます。現在も中ほどに見えますところが覆下園の茶畑でございます。伏見城の築城の関係でつくられました護岸でしたが、その後は秀吉も愛しました宇治茶が生産される場所となり、この遺跡は400年前の護岸だけではなく、かつての護岸の全面に広がります茶畑も価値があるということで、平成21年に国の史跡に指定をされたところでございます。

次に、重要文化的景観の選定並びに宇治川太閤堤跡の史跡指定を契機に、宇治市は平成21年に宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想を作成し、今までやってきました源氏物語のまちづくり以外に重要文化的景観の保全活用を図るとともに、太閤堤とお茶をテーマとする新たなまちづくりを進めていくことになりました。

また、このまちづくり構想をより現実のものにするために、現在、歴史まちづくり法によります歴史的風致維持向上計画を作成しているところでございます。



歴史まちづくり法は国土交通省、文部科学省、農林水産省の三省共管法であり、歴史的風致維

持向上計画は事業を実施するためのアクションプランでありまして、ハード事業とソフト事業の両面から国の支援を受けながら事業を実施する計画です。計画期間はおおむね10年間で、重点的に整備する区域を設定しております。現在、三省と協議を重ねながら今年度中の大臣認定を目指して計画を作成しているところでございます。

現在、作成中の計画に記載します事業といたしましては、世界遺産、宇治上神社などの屋根のふきかえ修理、それと史跡宇治川太閤堤跡の整備など核となる建造物や交流施設の整備、そして次に道路の無電柱化や美装化、歩道整備など拠点をつなぎます道路、環境の保全などのハード事業と街並み修景や茶畑の支援、宇治川鶴飼いの助成、それと文化財の見学会などの市民主体事業の支援施策や調査事業などのソフト事業とを一体となって取り組むことで宇治の個性、魅力を後世に引き継いでいきたいと考えております。

最後ですけれども、特に史跡とその周辺の整備につきましては、宇治の歴史文化を感じていただける施設整備とともに、市民や観光客がゆっくりとくつろいでいただける公園整備を現在計画しているところでございます。史跡ゾーンにつきましては、移りゆく時代を体験してもらうべく、太閤堤がつくられました時代とその堤が埋まり茶畑が広がった景観を創出したいと考えており、現在文化庁や京都府と協議をしながら史跡整備とあわせまして、宇治茶を親しんでいただけることを目指しているところでございます。

また、交流ゾーンにつきましては、太閤堤のみならず宇治の街が歩んできました重層性のある歴史や、今なお継承されております文化、人々の活動を多くの人に伝える施設やくつろぎの広場などを検討していきたいと考えております。

以上、宇治市が現在進めております歴史文化遺産と景観を活かしたまちづくりについての発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【司会】

久下様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告に関しまして、ご質問があるようでしたらお受けいただこうと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、以上で取組事例発表の1を終わらせていただきます。

それでは、久下様に今一度盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

景観まちづくり取組事例発表(2)

特定非営利活動法人ふるさと案内・かも 西村 正子 氏

【司会】

では、続きまして「NPO法人ふるさと案内・かも」会長の西村正子様から取組事例をご紹介します。西村様、よろしくお願いいたします。

【西村】

ふるさと案内・かもの西村と申します。このセミナーには場違いなような内容になっているのですが、次の展開を期待しまして現状の活動について発表させていただきます。

私は加茂でボランティアガイドの会を立ち上げて10年目になります。京都で加茂と言われても木津川市の加茂を思ってくださいる人というのはあまりないと思いますが、奈良で加茂と言いますとすぐわかっていただけるところで、奈良に近く、奈良からバスで15分、早くから奈良交通が宣伝して当尾のほうに観光客を運んでいるというところです。当尾といいますと皆さんご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、浄瑠璃寺が有名で、その他にも私たちの町には古いお寺がたくさんあります。平安時代末期から鎌倉時代につくられた塔が3つもありまして、3塔の町ということで自慢しております。他にも、古代の都、恭仁京のあったところで木津川の流れや山々の風景は当時のままで、時を忘れさせるようなロマンがあります。

奈良市に接する当尾の里のいうところは、資料にあります木津川歩きの便利帳もご参考いただいたらいいかと思いますが、山道に多くの石仏が点在してまして、浄瑠璃寺、岩船寺という古いお寺があります。この地域は京都府の歴史的自然環境保全地域になっていて、2004年に「美しい日本の歩きたくなるみち500選」、2007年に「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれていて、のどかな山里をめぐる人々が年々増えています。



私たちの会は2002年4月公民館講座で「ふるさと案内人養成講座」を終えた有志30人で発足しました。2008年にNPO法人を立てたのも、コミュニティービジネスで町づくりに関わりたいという思いがあったからですが、なかなか現在も必要経費をまかなうだけで、会員にはボランティアをしていただいております。会の目的が、自然とともに歴史遺産が多く残る加茂の魅力を町内外の人々や子どもたちに伝え、それを活かしながら守っていくことを目的とするということで、現在45人で活動別にいろいろな部を設けて全員参加で動いています。会費2000円と1人200円頂く案内協力金、市の青少年センター委託管理費ということで36万円というのが主な収入です。拠点は青少年センターで事務所としています。

会の方針は、豊かな自然の中に歴史遺産が残る加茂の魅力を語り継ぎ楽しみながら歴史的自然環境を守り伝えていく活動をする、加茂と周辺地域の観光情報を発信すること、会員の多彩な技術や能力が活かされるということです。活動内容は多彩ですがやっぱりうちの会はボランティアガイドの会ですから、ボランティアガイド活動がメインです。年間2000人ぐらいのハイキングの方や旅行社のツアーの方、個人の方等いろいろありますがご案内をしています。

2番目が広報宣伝活動で、ホームページはもとより毎月のニュースを発行しています。資料の中に10月、11月号を入れさせていただいていますが、役所など公的機関に置かせて頂いたり、案内の時に資料とともに配布をしまして、広く市内の方、他府県から来られた方にも活動を見ていただくということで、名刺がわりに入れてあります。

3番目が市民に郷土の魅力を伝える活動ということで、毎月第2土曜日にふるさと散歩という事業を発足以来継続してきました。1年間にわたって12回行ってまして、時にはお花見を入れてみたり、柿取りをすることもあります。主に史跡文化財を旧道をつないで加茂駅から出発して歩いて加茂駅へ戻ってくるというコースを紹介しています。

4番目が町内小中学生の郷土学習を進める活動で、各小学校と中学校が授業の中で取り組んでいただけるようになりまして、現地を案内しています。

(4)町内小・中学生の郷土学習を進める活動



特に南加茂台小学校6年生の「加茂遺産めぐり」は、町内を時代別に古代から近代まで4回に分けて巡って案内しています。熱心にメモを取り、質問する子どもたちの姿に、何か期待が持てる様な気がして私たちも随分励みになっています。左側の下は、小学校で生徒が自分の一番好きな「加茂遺産」を調べてポスターセッションをする授業がありまして、招待されたときに撮ったものです。次は2009年「わがまち探検隊」という事業で、これは京都府の地域力再生助成

金をいただいて実施した事業で、立命館大学のボランティアセンターと共同で6回行いました。「ふるさと散歩」と同時に行いまして、大学生と市内の小中学生が町を歩いて楽しみました。最後に表彰式も行いまして、「きっづ加茂検定」という子ども向けの検定本を作って渡しました。こんなものです。大人向けには300円という定価をつけて販売もしましたが、町内全小中学生にクリスマスプレゼントで学校を通じて届けました。

「わがまち探検隊」2009年実施（京都府地域力再生助成金事業）



表彰式（《きっづ加茂検定》をプレゼント）

5番目が魅力あるハイキングコースの開拓と景観保全活動。最近では歳とともに重労働になっていまして少し負担になっている活動でもあるのですが、発足当初は町内をもっと知ろうという好奇心を持った会員がリュックにかまや剪定ばさみを入れて、みんなで旧道探検をして楽しんでいました。草を刈ると、自然の中に眠る古墳や古道、いろいろな石造物の発見もありまして、ふるさと散歩のコースにして紹介してきましたが、年々夏場の草刈り、竹切りが欠かせないものになるので大変になってきています。

また、日常観光客を案内する石仏の道は木津川市の市道になっていますが、春から夏にかけて頻りに草刈りが必要になってきまして、機械を使える会員が汗だくになって頑張っています。笹や草が茂るこの道は蛇も出ますしハチも出る山道です。歩かれる観光客が安全に気持ちよく帰っていただくためのおもてなしと思って会員で頑張っていますが、なかなか体力もお金もかかる事業になっています。右下は石仏の道が交

わるポイント地点、カラスの壺の休耕田をソバ畑に耕したところです。ここも休耕になって荒れていまして、竹も生えてきたので地主さんに許可を得て草刈りをしていたのですが、それだけではつまらないということで、ソバを植えようと耕したところです。何年間かは皆さんに楽しんで頂いたのですが、最近ではイノシシに荒らされてうまく育っていません。

それから会員の研修活動、これは会員の畑を借りて黒豆栽培をしまして、枝豆で販売と収穫祭を行っています。毎年200株ぐらいを育てていますので2万円ぐらいはもうけになるということで、継続事業になっています。

去年は平城遷都1300年に関わる活動ということで、市の事業にも協力しましたが、奈良、滋賀、和東の4つの近隣ボランティアガイドの会との連携で、紫香楽宮から恭仁京を通って平城京へとリレーウォークを行いました。その時の様子が上の写真です。下は私たちの会で恭仁京を天平衣装で案内しようということで、女性会員が手づくりの天平衣装を作りまして寸劇をして、現地で披露しているところです。

8番目が他地域との案内人との交流ということで、山城地域の観光ボランティアガイド交流会が私たちの町で行われまして、やっぱり当尾を案内しています。分科会の前に天平衣装で寸劇を見ていただいているということです。

9番目が観光協会に協力して、「ボランティアガイドの養成講座」「当尾の石仏コースの道整備」「加茂観光イラストマップづくり」という事業をやりました。私たちの会はお金がありません。お金のある観光協会に要望して事業を行っていただくに当たりまして、現地のノウハウの部分で全面的に協力をいたしました。お互いに成果となり、一歩前進してよかったなというふうに思っています。

10番目は毎日の私たちの拠点になっています青少年センターの管理業務と、そちらで行っています毎日の観光相談業務です。案内受付の他にも相談事業というのは結構多くて、管理用と2台の電話を持ちまして対応しています。会員の交流の場でもあり、だんだん草刈りの道具

など荷物も増えてくる中で、とても大事な拠点になっています。

私たちの会の活動で申し訳なかったんですけど、報告を終わらせていただきます。

加茂の三塔



海住山寺五重塔



岩船寺三重塔



浄瑠璃寺三重塔

【司会】

西村様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告に関しまして、ご質問があるようでしたらお受けいたこうと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、以上で取組事例発表の2を終わらせていただきます。

それでは、西村様に今一度盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

景観まちづくり取組事例発表(3)

久美浜一区まちづくり協議会 会長 友松 祐也 氏

【司会】

それでは最後に、「久美浜一区まちづくり協議会」会長の友松祐也様から取組事例をご紹介します。

友松様、よろしくお願いいたします。

【友松】

こんにちは。京都府の一番北部の久美浜町からやってきました。

総花的な話になりそうで、どんなほうに飛ぶかわかりませんが、皆さま方の頭で整理してお聞きいただければ大変ありがたいと存じます。お手元に資料がありますので、後で見えていただいたらと思います。

概括的な報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

久美浜一区はそこに書いてありますように、人数も1900人ぐらいで約650戸の小さなエリアでして、北近畿タンゴ鉄道を豊岡駅から乗りかえて14、5分で着きます。

久美浜駅の周辺の旧商店街に当たる部分を「久美浜一区」と呼んでいます。昔は袖すれあうほど流行った時代もあったのですが、最近は商店街も非常に廃れて、空き家も増えています。ただ、シャッター通りにはなってないですね。シャッターがありませんから。ただ、普通の格好をして戸が閉まっていて誰もいない。だから、一見見てもわかりませんが、あそこは3軒とも空き家です、とかいう具合です。それが、時にはそのまま更地になったりするわけです。そういうことを非常に気にしながらここ10年、20年我々久美浜町民はやってきたと思います。平成16年に広域合併をいたしました。その数年前ぐらいから旧久美浜町の町長も何とかせなにかんと思っておられたようです。

久美浜町の中に稲葉さんという、そこにパンフレットがありますけれども、豪商のおうちがあります。江戸時代前期には糶屋として発展しま



した。大土地所有者でもありますし、それから北前貿易等でも非常に裕福になりました。そういう大きなお屋敷がありまして、明治17年、18年には京都府全体の納税額は1位だった記録があり、丹後・但馬の政財界では超名士。衆議院議員までしておられます。現在のご当主は大学教授で、今は別のところに住んでおられますが、お盆には帰省されます。私も拝みに行ってました。その方が、建物全てを町の方で有効活用をしてほしいと申し出をされました。多分、土地はお売りになって建物は寄付されたのではないかと思いますけども、それをきっかけにして何かこの町を活性化できないかという目的で「街普請」構想を町が立ち上げました。国交省の「街なみ環境整備事業」(10年間で約10億:ハード事業)を取り入れ、「豪商稲葉本家」を中心的観光拠点として活用し、この景観に似合う街なみ形成をはかろうというのがそのメインであります。

平成13年に必要な住民団体として「久美浜一区まちづくり協議会」を結成し、区長や主立った域内の団体・個人が入り、地域横断的な約40人の団体ができました。それから「まちづくり基本計画」を策定したり、建物を修景するための「まちづくり協定」を2年ぐらいでやりきり、準備が整って平成16年4月、「街なみ環

境整備事業」が発足、「まちづくり協議会」も多様な活動を開始。同時に広域合併で市に移管されていったというところがございます。

「まちづくり基本計画」は非常にいい方針ですが、そのためには何をしなければいけないかという具体策までは触れられていないので、(私は事務局長にそのときになったわけですけども)本当に年間もう100回、200回という会議でいろんな部会に分かれて、何をやる、何をやるということで議論し、「じゃ、これをしよう」ということで積み上げてきて今日にいたったのであります。ほぼここに書いてありますので、機会ありましたら見ていただきたいと思います。

先述のように狭い地域ですが、その中に9つの土居とか仲町とか本町とかありまして、その中の中心の4つを協定4区として、その中に「稲葉本家」もあるわけですけども、この地域内の建物を修景し歴史的街なみに少しでも戻して美しくしたいというのが基本的な考え方なのですが、ほかにまだ5地区あるわけです。やがては非常に差が出てきてしまうのではないかと。他にも一緒にできることはないかということ、9区で仲よく活動しながらも考えてきたわけですが、数年前に9区全体で一緒にできることが何かないかということが区長会からも出されました。京丹后市からも来ていただき検討を重ねる中でせっかくこういういい町なんだから景観資産などふさわしくないかということで、いろんな検討が進んできたということがございます。一度は落ちまして、またワークショップをしたり、勉強し直したりしながらずっと検討してきたということでございます。今年1月18日に認定されまして、京都府で15番目の京都府景観資産にさせていただきました。主な歴史的根拠は何かと申しますと、戦国時代ちょうど1580年から1600年ぐらい細川家が丹後を支配しまして、舞鶴、宮津、峰山と細川一族ですが、最後足らんようになったんでしょうか、久美浜にはその重臣の松井康之が小学校の上の城山に入城することになりました。私は今日も時間が少しあったもので、京都国立博物館に行きまして

「細川家の至宝」というのを見てきました。丹後に20年いたなとか、その前は10年長岡京にいたなとか、その後は熊本に行かれたなとか再確認させていただいて来たところでもあります。最後は18代細川護熙さんですね。久美浜では、その20年間に城主として松井康之が小さい町ではありますけど一応城下町というものに街なみを整備したわけでもあります。久美浜は海に面しているのだから北前船などで非常に栄えた時代もありまして、平安時代以後は後白河法皇の荘園：長講堂領ということで、年貢を都に運んだり、割とごちゃごちゃの建物はたくさんあったようです。室町時代の「丹後御檀家帳」によりますと、くみのはま家500軒とかその隣60軒、40軒、30軒とかすごくごちゃごちゃしておったようです。その松井康之が江戸時代になる直前の20年間にいわゆる京町屋、出石なんかでもそうですけども、細長いウナギの寝床と呼ばれる町屋に整備したのがそのままびっちり今に残ってる。その上に我々住民は今も住んでいるわけでもあります。建物は昔と同じわけにはいきませんが、道もちょっと曲がっていたりしますけれども、文化財保護課の方にもこれは小規模といえども、一応学問的に城下町であるという認定を受けまして、最終的には「城下町に由来する風情ある久美浜の街なみ」というタイトルでもって京都府景観資産に登録していただいたということがございます。



そういうようなことを含めまして、いろんな活動をここ10年余りやってきました。ただ、

先ほど申しましたように何のためにとえば、やはり活性化であります。住んでよし、訪れてよし、プライドもあり、来ていただいた方にとっても美味しいものがいっぱいあるし、景観もいいし、歴史文化もあるし、本当によかったなと言っただけの町をつくりたい。当然ながらみんなそう願っています。ハードも整備しつつ、いろんな住民活動をやり、イベントもお祭りもしました。本当にいい町をつくろうということと来たわけです。山に木を植えたり、雛祭をやったり、七夕をやったり、花を植えたり、歴史文化講演会をやったり、学習をしたり、夏には居酒屋をやったり、いろんなことをしました。その中でいろいろな膨らみ、飛び火、そういうものが出てくるんだろうと期待してやってきました。頑張ったなという気持ちもメンバーの中に大きくあると思います。

しかし、具体的に人がたくさん来るようになったとか、店が1軒増えたとか、そういうことはなかなかないわけです。よかったことの1つに、平成17年から「久美浜雛祭」というのを始めたことがあります。女性の方が中心となって手づくりで和紙で雛人形をつくって町中に置くみたいな、よくあるパターンですが、非常に評判がよく、もっとしよう、何しよう、「こいのぼり」もつくろう、今度は「七夕」もしようということで、今年7年目を迎えかなり広がりました。実働の町内の女性の方がおよそ百名ぐらいおられます。会議しても30名ぐらいは来られるというような女性の方のお力が非常に強かったと思います。そういうふうな力は少しはついてきたし、意識も上がってきたとは感じています。しかし、なかなか活性化につながらないという現実があります。私は3年前に会長になったのですが、昨年2年目でこれではいかん、何かもう1つ活性化案を考えようと、提案したり議論をしながらやってきたのですが、なかなかいい知恵が出ないですね。あることを提案したのですが、やはりなかなかそうだなということにならない。私もそんな自信があるわけではありませんし、専門家の先生にも教えていただくということになりました。大学の先生

やら、コンサルタントの方に来ていただきまして、町歩きをしたり、一晚議論をしたりして勉強会をさせていただきました。去年の6月ごろですけれども、指摘されたのは、非常にあなた方はよく頑張ってる。だけど、こういう住民団体で何年やっても仲よし団体の学習会ばかりだよと。戦うには戦う組織が要るんだと。そういうふうにはしないといつまでたっても同じことじゃないですかと言われて、本当にそのとおりでして、やっぱりそうなんだなということから思った一夜でありました。議論した結果、いろいろあるけどもNPOにしようかということになり、さらに1カ月議論して、昨年7月9日の幹事会でNPOをつくろうと決議したわけです。すぐ募集に入り、1週間で十数人が結集しました。約30人のまちづくり協議会の半分です。現在も両方存在して、活動しており、私も両方に関わらせていただいています。「まちづくり協議会」の中にいわゆる「にぎわい部会」というのがあったんで、それがほぼそのままNPOになった感じですか。そして、本当に動きがよくなってきたと、そういうふうにご理解いただけたらと思います。今年1月に認証、登記を完了しました。そのNPOの主な仕事はこの豪商稲葉本家のちょうど今年で切れる指定管理を受けようということで、そのようになりました。雇用から運営内容等々、非常に苦労して今日に至っております。豪商稲葉本家は入館無料でして、指定管理料を云百万円いただいておりますが、それでは半分ぐらい足りなくて、あとは稼ぎ出さないといけないので大変であります。ところで、「ぼた餅」がすごくおいしいんです。是非来ていただきたいと思っています。そこでお寿司のようにすぐ作って食べられるみたいな、そういう演出もされています。カレーライスやおにぎりや赤飯ぐらいは予約なしで作ることができますが、これらの共通点は御飯を炊くのが基本というのがポイントであります。そのほか、久美浜や丹後のよいものを集めた特産品コーナーもあります。それから、ガイド部会を立ち上げまして、勉強したりコースをつくったり、こういうようなマップを「まちづくり協議会」で

3年ほど前につくったのですが、さらにいいものにしようとして、現在検討しております。ガイドをしてこの景観資産に登録していただいた町を積極的に活用したいと考えております。1月に認証されたのですが、忙しくてまだ住民啓発ができておりません。年内に区長会などと協働でビラを作成し、この景観資産とは何か、どんな意味があるのか、この町は何がよいのかなどについてさらに考えるきっかけにしたいと思っております。

これからのことですが、人口が増える兆しはありませんし、むしろあと5年後、10年後どうなんだろうなということはよく話し合っております。Uターンの方もおられまして、古い町屋を直したり、更地になってるところを買ってという方もないことはないですが、全体的には少ない。

基本的にやっぱり人の営みがあって、人が住んで、何かの経済活動をやっつかないと街なみはおろか古い建物一つ守れないと強く感じています。景観資産の保持と言うと文化的分野のように思いますが、活性化を含めたまちづくりの総合的な課題と全くイコールであると思っております。

まず稲葉本家をますます活性化したいということと、それに付随して今第2の活性化のスポットを立ち上げたいと相談しています。

食、歴史文化、ガイドなどに加えてもう1つ、久美浜湾に昔懐かしい和船を浮かべたいと思っておりますが、たくさんハードルがあります。

平成16年に策定した「まちづくり基本計画」が10年で賞味期限になるもので、区長会、あるいは数年前にでき自治振興会（区長会や我々も含めた全体の住民団体）そこでやってくれないか、やりましょうということ今一緒にアンケートをとったりして、次の5年間のまちづくり計画の新プランを作成中です。

その中で、これからは、今までのように安心・安全政策にとどまらず、持続のための地域政策、観光政策、どのようにしてこれからやっていくんだというようなことも含めた議論をして、それをプランに織り込んで、行政とも相談

しながらやっていかねばと思っております。

この間、京丹後市の都市計画課さんやその他の課が我々を非常に助けていただいてきております。何でも相談していい関係でやれてきたと思っております。知恵をいただきながら、また我々も住民として頑張っていきたいと思っております。

我々が今まで都市計画だとかいろんな公園をどうするかというようなことについて、全部「まちづくり協議会」が受けておったわけですけども、私も素人ですし、いつまでもこういうのは無理かと思えます。10年間でこの「街なみ環境整備事業」が終わった後の対応のあり方を区長会や自治振興会にも考えていただきたいと思っております。純粋な市民レベルのまちづくり、そういう活動はどうなるのか、やはり我々のような団体が必要なのかと、今そういう議論もしております。

今後のまちづくりをどのようにこの小さい町で任務分担してやっていくのかという、そのところに今突き当たっております。それを大きな課題としてこの2、3年はやっていきたいと思っております。

過日も全体で篠山の福住地区というところに視察に行かせていただいたのですが、非常に上手にやっておられまして、いろんな地域に学びながら、いい方法を追求していきたいと考えております。

最後になりますが、合併しましたら6つの町が1つになるわけです。非常にやりにくいわけです。1つにまとめてしまったら特徴がなくなってしまふ。だから、全体では一緒に協力するのですが、昔の6つの町がやっぱりそれぞれの特徴を出していかないといけないと思う。

昔だったら1つの町ですから全部そこでやっていたらいいんですけど、今はそうじゃない。住民も頑張りますが、その地域、地域の活性化、観光政策、産業政策をやはり行政からも強く助言していただきたい。それも住民にとっての「協働」であろうと思っております。

今のところはみんな非常に頑張っております。これがずっと続いていくといいと思っております。

ります。

これは事務局さんが入れていただいているんですが、非常によい景色です。これは神の山・兜山という山のとっぺんから撮っています。熊野郡の名の由来の熊野神社が頂上の森の中に立って、360度を見ておられます。また来ていただければありがたいです。

とりとめのないご報告となりましたが、お聞きいただきまして感謝申し上げます。どうも、ありがとうございました。



【司会】

友松様、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告に関しまして、ご質問があるようでしたらお受けいただこうと思います。ご質問のある方は挙手をお願いします。

ないようでしたら、以上で取組事例発表の3を終わらせていただきます。

それでは、友松様に今一度盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

取組事例のご紹介をいただきました3団体の皆様、ありがとうございました。

講 評

名城大学農学部 丸山 宏 教授

【司会】

最後に本日のセミナーの締めくくりといたしまして、3団体の取組事例につきまして丸山先生から講評をいただきたいと思っております。

丸山先生、よろしくお願ひいたします。また、ご発表くださいました3団体の皆様も改めまして壇上のほうへお上がりください。

【丸山】

講評とかそんな大げさなものじゃなくて、私はいつもこういうところに来させていただいたときには各地域のそれぞれの事情というのをお聞きかせただいて、ありがたいなと勉強させてもらっております。久下様、西村様、友松様、それぞれの立場で、行政の立場あるいはNPOとかいろいろな活動でのご苦勞とか、こういう情報というのは共有されるというのが僕は一番重要ななと思っております。それとちょうど休み時間にスライドをずっと見せていただきまして、こういうものが写真だけではなくて、それぞれのところに持って帰られるようなそういう情報があれば非常に重要だし、そういうことが他の地区、近畿だけではなくて他のところとも交流されるということで、ホームページ等も開設されているのではないかなと思うんですけども、その中でいくつかの横のつながりというんですか、行政も熱心にやりたい方が1人おられても、あと住民とやっぱりNPOとかそういうネットワークができないとなかなか進まないというのがあります。それと、インタープリターといいますが、案内人なんかのことが少し出ていましたが、それについて言うと、いろんなものを整備するその過程でやはりそういう住民、市民をいかに巻き込むかというか、最初から整備の過程から関わってもらえるかというのは非常に重要なことだと思っております。

私もいくつか関わっていく中でそのものづくりで例えば史跡公園なんかつくるときに、最初



から関わってもら、非常に行政的には大変なんですが、それからでき上がったときにはそのメンテナンスというんですか、維持管理にも協力していただけるような、あるいは地域にある史跡であるとか、そういうものをやはり文化資産であるし、それこそ、そこをきちっとしたいという地元の方の思い入れとプライドもありますので、そういう関係が混然一体となっていく中で、僕は景観というものも守られるような気がしております。それで、やはりそういうものをつなぐ役割はやっぱり行政かなという気がしています。委員として時々呼ばれて発言いたしますが、あくまでもこれは外からの見方なんですね。だから、それは注意して発言しなければいけないと思うんですけども。そういう目で今日お聞きしたら3件ともそれぞれに特色のある活動をされており、将来性もあるし、今後こういう機会があればまた聞かせていただきたい。是非いい方向、いい結果あるいはその展望みたいなものを、ニュースレターでも結構ですから頂戴できればと思っております。

皆さんどうも、ありがとうございました。

【司会】

丸山先生、ありがとうございました。丸山先生、そして3団体の皆様にお礼の意味も込めま

して、盛大な拍手をお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の景観セミナーを終了させていただきます。

皆さま、長時間にわたりご清聴くださり、誠にありがとうございました。なお、お帰りの際にはお忘れ物ないよう、よろしくをお願いいたします。